

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年3月分)	・・・ 5

令和7年4月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	スカイ観光バス株式会社（法人番号：8040001077737） 代表者 橋本 修一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市新田104-1 (本社営業所) 千葉県成田市新田104-1 B-201
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月25日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年4月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	平川観光株式会社（法人番号：1050001013978） 代表者 横川 和美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町みらい平一丁目2番地 1 (本社営業所) 茨城県猿島郡境町みらい平一丁目2番地 1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年2月5日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 50点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年4月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社野村観光バス（法人番号：5050002039597） 代表者 野村 政則
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市相野谷町302番地 (本社営業所) 茨城県常総市相野谷町302番地
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月23日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分の 点数
20250304	株式会社 群共運輸(法人番号5070001001060)代表者:吉村 宏子	群馬県前橋市大渡町1-22-17	高崎	群馬県高崎市菅谷町20-609	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月23日及び同年7月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	12	7
20250306	有限会社 明野総業(法人番号6050002043466)代表者:富田 悦己	茨城県筑西市大字二本成字三条1497	本社	茨城県筑西市吉田661-7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月22日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
20250307	株式会社 サントス(法人番号2013401006488)代表者:山本 秋彦	東京都多摩市関戸6-4-12	八王子	東京都八王子市戸吹町2104	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月28日及び同年2月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250311	イトウ商事 株式会社(法人番号7190001021160)代表者:伊藤 森松	三重県桑名市大字福島969-1 スペリア桑名三番館704	関東	茨城県つくば市上大島1950-1	輸送施設の使用停止(240日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	労働局からの通報を端緒として、令和5年12月6日及び同年12月20日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	24	24
20250311	株式会社 タカミヤ(法人番号8040001047327)代表者:瀧本 康裕	東京都江戸川区西瑞江5-14-4	本社	東京都江戸川区西瑞江5-14-4	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月14日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250311	有限会社 栄光運輸(法人番号9013302001409)代表者:石川 寛	東京都豊島区長崎1-21-12	本社	東京都豊島区長崎1-21-12	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20250311	株式会社 平山商事(法人番号2130001015486)代表者:平山 秀一	京都府京都市伏見区中島堀端町108	東京	東京都中央区八丁堀2-1-9-4F	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月1日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20250311	有限会社 光運送(法人番号5060002007504)代表者:高橋 晋	栃木県宇都宮市田野町715-1	本社	栃木県宇都宮市田野町715-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
20250318	有限会社 丸井商運(法人番号9070002013175)代表者:斎田 篤	群馬県高崎市大八木町90-3	本社	群馬県高崎市大八木町90-11	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月10日及び同年1月30日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7
20250318	株式会社 ムソー(法人番号5180001076554)代表者:宮本 真治	愛知県小牧市大草南43	東京	東京都江戸川区臨海町4-3-1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和6年5月8日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分の 点数
20250318	有限会社 三幸運輸(法人番号2011702004640)代表者:岩楯 雄貴	東京都江戸川区松江6-2-1	本社	東京都江戸川区松江6-2-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月8日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事故惹起・初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事故惹起・初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
20250318	日本陸運 株式会社(法人番号6012701010659)代表者:大澤 公明	東京都東村山市多摩湖町4-11-13-203	本社	東京都東村山市多摩湖町4-11-13-203	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月21日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	3	3
20250318	ABCロジテム 株式会社(法人番号6060001000905)代表者:大塚 勝己	栃木県河内郡上三川町大字石田2063-1	両毛事業所	栃木県足利市県町206-9	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年5月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20250318	上村興業 株式会社(法人番号3021001022391)代表者:上村 利昌	神奈川県秦野市戸川672	本社	神奈川県秦野市戸川670-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
20250318	株式会社 ハート引越センター(法人番号7011801003761)代表者:太田 至計	東京都葛飾区奥戸5-12-4	栃木	栃木県佐野市大橋町1383-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月10日及び同年6月25日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250318	ユワイ産機 株式会社(法人番号2050001026590)代表者:小祝 亨	茨城県常陸太田市岡田町1587-3	本社	茨城県常陸太田市岡田町145-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(6)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
20250325	杉繁運輸 株式会社(法人番号5011701004218)代表者:杉山 勝広	東京都江戸川区船堀5-15-9	千葉	千葉県四街道市鹿放ヶ丘101-12	輸送施設の使用停止(185日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月7日及び同年7月5日、本社営業所に対して監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	19	19

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)